

## 認定を受けた場合のメリット

### 【6次産業化プランナーによる総合的なサポート】

- 構想段階から認定までの支援に加え、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、プランナーが課題解決に向けたフォローアップ。

### 【事業者の取組に対する資金援助】

#### 《融資等》

- 無利子融資資金(改良資金)の償還期限・据置期間の延長  
(償還10年→12年、据置3年→5年、上限額 個人5千万円、法人・団体1億5千万円)
- 促進事業者に対する無利子融資資金(改良資金)の貸付
- 短期運転資金(新スーパーS資金)の貸付

#### 《補助金:未来を切り拓く6次産業創出総合対策等》

(6次産業総合推進事業)

- ※○新商品開発、販路開拓等に対する補助(補助率:1/3または1/2)

(6次産業化推進整備事業)

- ※○農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助  
(補助率:3/10 以内 上限1億円)

※印の事業の他、知的財産権の取得や農林水産物等の輸出拡大の取組に対する補助などの事業は、認定事業者に対して採択時のポイント加算等の優遇措置を予定。